

県高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 牧 野 直 隆

廃校となる野球部の特別措置について

過疎化が進む地域や少子化で、生徒数の減少によりやむなく統廃合が進められている学校があります。これら複数校が関係した統廃合については、当連盟ですでに「統廃合による大会参加の特別措置」を決め、平成 9 年 5 月 23 日付けで通達しています。一方、他校との統合なしに単独で廃校となる学校もあり、先の統廃合の特別措置を元に、今回単独で廃校となる野球部の救済措置を次の通り定めます。

なお、この措置による連合チームの編成に当たって、本特別措置では協力を要請する学校（廃校側）で派遣協力校生徒の引率責任を引き受けることとしていますが、引率責任者の取り扱いが都道府県によって若干異なります。したがって、事前に当該都道府県教育委員会（窓口・保健体育課）と協議、確認して下さいようお願いいたします。

また、近隣校とみなす距離などは具体的に規定していませんが、合同練習を行える交通手段などを所属連盟で審査し、適切なご助言をお願いいたします。

記

1. 救済措置の対象となる学校

廃校となることが決定し、生徒募集が打ち切られた学校（分校も含む）で、次の条件下にあるものを対象とする。

- (1) 在校生が 2 学年以下しかない場合
- (2) 登録部員数のうち、試合出場が可能な選手数が 9 人以下となる場合。

2. 近隣校の協力

- (1) 廃校となる学校は、同一市町村内または近接の市町村にある高等学校の協力により、野球部員の派遣を受け、自校の選手として所属連盟に登録、大会に参加することができる。
- (2) 近隣校は、原則として合同練習に通常の交通機関を利用して通える範囲とする。協力要請は所属連盟および関係地区の高等学校校長会と相談のうえ、派遣協力を受ける学校の打診を行い、当該学校長の承認を得ること。

- (3) 野球部員の派遣に当たっては、部員本人の意思と自主性を尊重し、なおかつ保護者の同意を得ること。
- (4) 派遣する部員数の制限は特に設けないが、複数の協力校から部員の派遣を受けることはできない。
- (5) 廃校となる学校と派遣する学校双方の学校長により、別に定める合意書に署名し、連合チーム編成に関する条件を予め明確にしておくこと。なお、派遣された野球部員の引率責任は、廃校となる学校の責任教師が練習時および試合時の引率についても代行するものとする。

ただし、当該都道府県教育委員会で派遣協力校からの引率者の同行が必要とされる場合にはそれに従って下さい。

3. 大会参加手続き

- (1) 廃校となる学校が、部員の派遣協力校が内定したら、所定の様式に従い、所属連盟を通じて日本高等学校野球連盟に申請、予め承認を得ること。
- (2) 大会参加の学校名は、廃校となる学校の単独名とする。
- (3) 試合に出場する選手のユニフォームは特例としてそれぞれの学校のユニフォームを着用することができる。なお、帽子、ストッキングなど一部を統一することは差し支えない。
- (4) 部員の派遣協力は、大会ごとの登録とし、同一の大会期間中では派遣部員を変更することはできない。派遣された部員は当該大会中、自校の選手として大会に出場することはできない。なお廃校となる学校の部員は、全員選手登録すること。
- (5) 次の大会で協力校が同一であれば、改めて大会参加の承認申請は必要がない。協力校が変更となる場合は、再度日本高等学校野球連盟への承認申請が必要となる。

以 上